

様式第十四（第5条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

2023年 6月 2日
2023年 6月13日補正

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都渋谷区渋谷4-6-3
日本コカ・コーラ株式会社
代表取締役社長 ホルヘ・ガルドゥニョ

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 背景

当社はグループ会社と提携し、全国で清涼飲料水の製造販売を実施している。日本の清涼飲料水のPETボトルは無着色で製造することや、ボトルへの直接印刷を原則として禁止することなどが規定されている業界ガイドラインをほとんどのメーカーが遵守している。また、多くの消費者は、家庭で消費した清涼飲料水のラベル、キャップを除いたPETボトルを排出しており、非常にリサイクル適性が高い。

近年、清涼飲料各社から、販売方法を商品ごとにばら売りされない詰め合わせの形態に限定し、商品外装パッケージに製品情報を表示することで個々の製品に表示を行わないラベルレス製品が発売され、eコマースチャネルを通じて家庭内への広がりを見せている。ラベルを剥がす手間が無い商品の消費が拡大することにより、「家庭での」分別排出は増々促進されている。

一方、屋外やオフィスの自動販売機横のリサイクルボックスでは、分離したラベルやキャップの回収に関する環境整備などの課題もあり、分別排出は未だに浸透していない状況である。これらから回収されるPETボトルは、家庭内消費されたものに比べ品質不良を生じ、再生不可になる場合もある。

現在、ラベルレス製品の好評を受けて、一部のメーカーからは従来製品に使われているロールラベルやシュリンクラベルを、小型のステッカーに変える事でラベルの剥がしやすさを訴求している商品も発売されているが、屋外では剥がしたラベルを捨てる場所が確保できないことも多く、使用済みPETボトルの品質向上や啓発のためにも、自動販売機を通じてラベルレス製品を提供することは有意義であると考えます。

(2) 将来構想

実証を通じ、自動販売機でラベルレス製品を販売するに当たり、製品情報を自動販売機自体に表示することにより、消費者が現状のラベル付き製品（以下「通常製品」という。）と

同等の製品情報を認識でき、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を妨げないことを確認する。そして、屋内外の自動販売機で複数のラベルレス製品を販売することにより、家庭外におけるPETボトルのリサイクル適性を向上させるとともに、製品情報を表示するラベルが不要になることで、プラスチックごみの排出量を約4,600トン/年、ラベル由来のCO2を約41,300トン/年削減することを目指す。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

製品情報を自動販売機自体に表示することにより、屋内外の自動販売機で複数のラベルレス製品を販売する。

(2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

オフィスに設置した、特定の少人数しかアクセス出来ない(一般消費者がアクセスできない)自動販売機で、1種類のラベルレス製品(ナチュラルミネラルウォーター製品)を無償提供する。なお、ラベルレス製品の提供に当たっては、下記②のとおり、現状のラベル付き商品と同等程度消費者が認識できるよう自動販売機自体に製品情報を表示する。

また、実証を実施している自動販売機の脇では、キャップとボトル本体を分別回収可能にするためにリサイクルボックスとキャップ回収ボックスを設置して分別排出の促進を促す。

① 当実証の関係者リスト

森ビル株式会社(以下森ビル)

②業務の手順

イ 準備段階 (市町村説明、近隣説明、土地所有者同意、システム開発等)

- ・当社はラベルレス製品を開発する。なお、ラベルレス製品は、全国清涼飲料連合会ガイドライン(「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」ならびに「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされた者の表示の標準となるべき事項を定める省令」改正に伴う全国清涼飲料連合会自主ガイドライン)にしたがって、下記のとおりを表示を行っている。

表示事項	表示箇所
社名	ボトル本体またはキャップの消費者が視認しやすい場所
商品名	
製造所固有記号	
商品や製造所固有記号に関する問い合わせ先	
賞味期限	

※アレルギー表示およびL-フェニルアラニン化合物は、該当する品目がないため、表示を省略する。

- ・森ビルが森ビル本社オフィス従業員に対し、日本コカ・コーラが森ビル本社オフィスでラベルレス製品とラベル付き製品を自動販売機(以下、「実証自販機」という。)で

無償提供する実証を行うことを告知する。

- 当社は、森ビル従業員に実証内容をメールで説明し、実証に参加を希望する者より同意を取得する。
- 当社は実証参加者に対し、実証自販機を設置することを告知するとともに、実証自販機から製品を入手できるアクセス権を実証参加者の社員カードに設定する。なお、アクセス権が付与された実証参加者の社員カードによってのみ実証自販機から製品を入手することができ、他の社員の社員カードでは製品を受け取ることはできない。
- 当社は、森ビル本社オフィス内に実証自販機及び実証自販機の脇に専用のリサイクルボックスを設置する。
- ラベルレス製品の製品情報は、自動販売機前面のポスターなどのスペースを使用して通常製品のラベルと同一の情報を掲示する。加えて、製品情報の問い合わせ先がキャップに明記されており、製品情報を知ることができる旨を同スペースに掲示し、案内する。また、製品ダミー(購入ボタンの場所にある製品の模型)の場所を使用して、製品情報の場所を明示するとともに、この場所を利用して製品の容器が PET (ポリエチレンテレフタレート) 製であることを掲示する。



(具体的な掲示情報 ※掲示するに当たっての文字サイズは8ポイント以上を予定)

- ・商品名 (ラベルレス製品であることを含む)
- ・品名
- ・原材料名
- ・内容量
- ・賞味期限
- ・保存方法
- ・採水地
- ・販売者の名称及び住所
- ・製造所の名称及び住所
- ・栄養成分表示
- ・硬度

ロ 実行段階 (具体のオペレーション)

【通常製品の無償提供実証 (3箇月予定)】

- ・当社は実証自販機に通常製品を装てん
- ・参加者は実証自販機に社員カードをかざし、通常製品を受領。
※提供数制限なし、アンケートは期間中一人1回のみ
- ・当社は実証対象フロアのリサイクルボックスに廃棄された空容器を回収し、通常製品 (ラベル付き)のうち、ラベルの付いていないPETボトルの数を確認する。

【ラベルレス製品及び通常製品の無償提供実証 (3箇月予定)】

- ・当社は実証自販機にラベルレス製品と通常製品を装てん
- ・参加者は実証自販機に社員カードをかざし、ラベルレス製品又は通常製品を受領。
※提供数制限なし、アンケートは期間中一人1回のみ
- ・当社は実証対象フロアのリサイクルボックスに廃棄された空容器を回収し、通常製品 (ラベル付き)のうち、ラベルの付いていないPETボトルの数を確認する。
- ・ラベルレス製品と通常製品それぞれの参加者が選択した数量を集計し、比較する。

【アンケートの実施】

- ・当社は参加者がラベル記載情報を確認できたかどうかについて、アンケートを送付し後日確認 (詳細は後述)。

(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

消費者が、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に必要な情報を認識できているかをアンケートによって確認する。また、実証対象フロアのリサイクルボックスに廃棄された空容器を回収し、PETボトルのラベルの有無を確認することにより、消費者意識の変化を検証する。具体的には、消費者は通常製品よりもラベルレス製品を求めていること、通常製品のみ提供した場合の通常製品よりも、ラベルレス製品と並行して提供した通常製品の方が、ラベルが剥がされている割合が高いという仮説を確認する。

(アンケートでの確認項目)

質問:

- 1) 実証期間中に、無償の自動販売機を使用したか?
(Yes⇒設問2 No⇒終了)

- 2) ラベル付き製品を入手したか? (Yes⇒設問3 No⇒設問4)
 - 3) ラベル付き製品の個包装に表示された情報から、
 - ・製品名(品名)、原材料名、メーカー名などのあなたにとって商品選択に必要な情報が提供されていることを確認できましたか Yes or No
 - ・アレルギー情報などの安全性に関する情報が提供されていることを確認できましたか Yes or No
 - ・購入した商品の容器が PET ボトルであるという情報が提供されていることを確認できましたか Yes or No
 - 4) ラベルに記載の「お客様相談室 0120-308509」が、問い合わせ先であると認識していましたか Yes or No
 - 5) ラベルレス製品を入手したか? (Yes⇒設問5 No⇒終了)
 - 6) ラベルレス製品を手にする前に、自動販売機に掲載された情報で製品の、
 - ・製品名(品名)、原材料名、メーカー名、製品の安全性などのあなたにとって商品選択に必要な情報が提供されていることを確認できましたか Yes or No
 - ・購入した商品の容器が PET ボトルであるという情報が提供されていることを確認できましたか Yes or No
 - 7) ラベルレス製品を手にした際キャップに記載された 0120-308509 が、問い合わせ先であると認識していましたか Yes or No
 - 8) 製品名(品名)、原材料名、メーカー名などのあなたにとって商品選択に必要な情報に製品の製品名や原材料名などに関心がありますか Yes or No
 - 9) 製品のアレルギー情報など安全性に関する情報に関心がありますか Yes or No
- ⇒3) 6) のデータと 4) 7) の結果比較から消費者の商品情報の認知度を確認する。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

- ・実証期間：認定後、実証開始の準備が整ってから6ヶ月後の日が属する月の末日まで。
- ・実証場所：森ビル本社オフィス（東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー）

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

当社が実証実施者として、以下の参加者より同意を取得する。

(1) 参加者の具体的な範囲

- ・森ビル
- ・森ビル本社オフィス従業員

(2) 同意の取得方法

- ・森ビルに対しては、事前に説明し、認定証を提示した上で、実証に関して書面で同意を得る。
- ・森ビルの本社オフィス従業員に対しては、事前にメールで説明し、メールの投票機能により同意を得る。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

約百万円程度を見込んでおり、自己資金で対応。

6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

(1) 食品表示法

本実証は、森ビル本社オフィス内の特定フロアで勤務する「特定・少数」の者に対して「無償提供」を行うことから、食品表示法第1条における「販売」に該当しない。そのため、本実証で提供する製品は「販売する場合」に適用される食品表示基準の適用を受けないものではない。

○食品表示法 (抄)

第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、健康増進法（平成十四年法律第百三号）及び日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(2) 計量法

計量法第13条第1項及び第3項において、政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封するときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をし、その容器又は包装に当該特定物象量を表記し、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならないとされている。本条は特定商品の販売の事業を行う際に適用される規制であるが、本実証は、「無償提供」を行うものであることから、その適用を受けないものではない。

○計量法 (抄)

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。）をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 略

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

(3) 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、資源有効利用促進法）

資源有効利用促進法第24条及びポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令第1条において、「容器」に表示しなければならない事項が規定されている。他方、「容器」とは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条において、「商品の容器及び包装」と定義されており、「商品」とは、売買の目的物の財貨と解するところ、本実証において提供される製品は無償提供を行うものであるから「商品」ではない。したがって、資源有効利用促進法第24条及びポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令第1条の適用を受けないものではない。

○資源有効利用促進法（抄）

第二十四条 主務大臣は、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者（その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。）が遵守すべき事項

2 （略）

○ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（抄）

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であって、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抄）

第二条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

2～13 （略）

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容無し

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

柴本 健太郎 東京都渋谷区渋谷4-6-3

080-8758-0894 kshibamoto@coca-cola.com

9. その他